

(重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

重要事項説明書 (介護予防通所介護相当サービス)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている介護予防通所介護相当サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)の規定に基づき、介護予防通所介護相当サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護予防通所介護相当サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府門真市北島町12番20号 (電話 072-881-8202・ファックス番号 072-881-9505)
法人設立年月日	昭和54年 2月 6日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター高山ちどり
介護保険指定 事業者番号	奈良県指定 第2970900953号
事業所所在地	奈良県生駒市高山町8030番地
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話 0743-70-1832・ファックス番号 0743-71-2083) (通所部・)
事業所の通常の 事業の実施地域	生駒市・奈良市・大阪府四条畷市
利用定員	20名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（祝日を含む）、但し 12/30～1/3 は除く
営業時間	8：15～17：15

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月～土曜日（祝日を含む）
サービス提供時間	9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	鶴田 幸一
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 併設特別養護老人ホームの施設長と兼務
生活相談員	<ol style="list-style-type: none">1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所サービス計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。4 利用者へ通所サービス計画を交付します。5 介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業の実施状況の把握及び通所サービス計画の変更を行います。	常勤 2名
看護師・准看護師（看護職員）	<ol style="list-style-type: none">1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。2 利用者の静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 1名
介護職員	<ol style="list-style-type: none">1 通所サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	非常勤 5名
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none">1 通所サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤 1名 看護職員と兼務

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所サービス計画の作成等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所サービス計画を作成します。 2 通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、計画を作成した際は、利用者に交付します。 3 通所サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。 4 通所サービスの事業者は、計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、利用者の状況やサービスの提供状況について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者者に報告します。 5 通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所サービス計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 6 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所サービス計画の変更を行います。
利用者居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

(2) 通所サービス従業者の禁止行為

通所サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 別紙料金表を参照（加算項目を含む）

※ 日割りとなる場合とは、以下のような場合で、（ ）内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所サービス従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 2km～5km 未満（片道） 200 円 5km～10km 未満（片道） 500 円 10km 以上（片道） 1000 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	当日 10:00 までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日 10:00 以降のご連絡の場合	食費代 668 円を請求いたします。
③ 食事の提供に要する費用	668 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト、おやつ代含む） ※昼食のみの場合は 613 円、おやつのみ場合は 55 円	
④ おむつ代	実費負担。	
⑤ 日常生活費	施設行事の一環としての外出行事やレクリエーションの際に必要なと思われる費用負担。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降の利用日にお渡しします。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定銀行口座への振り込み （イ）郵便局口座からの自動引き落とし （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

<p>ア 施設指定の口座へのお振り込み 京都銀行門真支店 普通 3018931 口座名 社会福祉法人晋栄福祉会 理事長 濱田 和則 (シャカイフクシホウジンシンエイフクシカイリジチョウハマダカズノリ) 電話 0743-70-1832</p> <p>イ 郵便局の口座をお持ちの方→自動引き落とし可能。 1階事務所で手続きをしてください。(通帳の印鑑必要) ※指定口座へのお振り込みの場合は、請求書が届いた月の末日までにお振り込みをお願いいたします。 ※郵便局の口座からの自動引き落とし日 ・請求書が届いた月の20日(休日の場合は翌営業日) ・20日に引落としができなかった場合は、30日 ※アをご希望される方は、振り込み手数料のご負担がございます。 ※イをご希望される方は、手数料は法人が負担いたします。</p>

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅く

- (重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業
とも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所サービス計画」を作成します。なお、作成した「通所サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所サービス計画」に基づいて行ないます。なお、「通所サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所サービス従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 鶴田 幸一
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 従業者が支援に当たっての悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定をすすめます。
- (2) 従業者に対する業務継続計画を策定計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務計画の見直し及び変更を行います。

9 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所内で感染症が発生及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。

- ① 感染症対策を検討する委員会を開催し、従業者にその結果を周知します。
- ② 感染症対策の指針を整備します。
- ③ 従業者に対して、定期的に研修及び訓練を実施します。
- ④
- ⑤

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが</p>

	必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---------------------

1 2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変（転倒骨折や外傷による出血、熱発等の体調急変等）が生じた場合、その他必要な場合には家族に連絡をさせていただきます。

①医学的見地から通院が必要と判断した場合は原則として、事業所から自宅に送車し家族にて通院をお願いします。但し、家族と連絡が取れない場合については事業所に対応いたします。その場合、通院後の連絡となる場合があります。

②医学的見地から救命救急を目的に緊急受診または入院措置が必要であると判断した場合には、承諾を待たずに速やかに協力医療機関に、受け入れ困難な場合は近隣の病院に受診させていただきますことを予めご了承くださいますようお願い申し上げます。その場合には、通院後の連絡となる場合があります。

主治医	氏名			
	所属医療機関名等			
	所在地			
	電話番号			
家族等	緊急連絡先氏名		続柄	
	住所			
	電話番号	自宅		
		携帯（その他）		

救急搬送先	協力病院	医療法人社団松下会 白庭病院 住所 〒630-0136 生駒市白庭台6丁目10番1号 電話 0743-70-0022	「医療法人和幸会 阪奈中央病院」 住所 〒630-0243 生駒市俵口町741番地 電話 0743-74-8660
	その他		

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

市町村	市町村名	生駒市役所
	担当部・課名	福祉健康部介護保険課
	電話番号	0743 (74) 1111
介護予防支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員	
	電話番号	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償 「しせつの損害補償」
保障の概要	① 基本補償
	② 個人情報漏えい対応補償
	③ 傷害事故補償

1.4 心身の状況の把握

通所サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.5 介護予防支援事業者等との連携

- ① 通所サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.6 サービス提供の記録

- ① 通所サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の開示（閲覧及び複写物の交付を請求すること）ができます。

1.7 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（施設長・鶴田 幸一）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(重) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した通所サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問等を実施し、事情の確認を行う。
 - ② 管理者は生活相談員、介護職員に事実関係の確認を行う。
 - ③ 相談担当者は把握した状況とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 デイサービスセンター高山ちどり 担当者	所在地：奈良県生駒市高山町 8030 番地 電話番号：0743-70-1832 ファックス番号：0743-71-2083 受付時間：9:00～17:00 (当該職員の出勤日)
【市町村（保険者）の窓口】 生駒市役所福祉健康部介護保険課	所在地：奈良県生駒市東新町 8-38 電話番号：0743-74-1111 ファックス番号：0743-72-1320 受付時間：8:30～17:15 (平日)
【公的団体の窓口】 ○奈良県にお住まいの方 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地：奈良県橿原市大久保町 302 番 1 電話番号：0120-21-6899 ファックス番号：0744-21-6822 受付時間：9:00～17:00 (平日)
【公的団体の窓口】 ○大阪府にお住まいの方 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 電話番号：06-6949-5418 受付時間：9:00～17:00 (平日)
【専門相談員】 介護オンブズマン事務局	所在地 大阪府北区天神橋 3 丁目 9-27 (PLP 会館 3 階) 特定非営利法人介護保険市民オンブズマン機構・大阪 電話番号：06-6949-8192 ファックス番号：06-6949-9296 受付時間：9:00～17:00 (平日)

19 第三者評価の受審状況について

第三者評価受審状況：現在は受審実績なし。